

事務連絡
令和6年9月11日

都道府県
各 指定都市 障害福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

身体障害者手帳の再認定に関する取扱いについて

平素より、身体障害者手帳制度の円滑な運営確保に特段のご配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

身体障害者手帳の再認定の取扱いについては、「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」（平成12年3月31日付け厚生省大臣官房障害保健服地部長通知）においてお示ししており、各都道府県等におかれましては、上記通知等を踏まえて再認定に関する運用を行っていただいているものと承知をしております。

しかしながら、身体障害者手帳の再認定において、対象者から事前に通知した内容に従って再認定の申請等があったにもかかわらず、審査に時間を要し、再認定を行うべき年月までに再認定に関する判断を行うことができないことにより、再認定の申請等を行った身体障害者手帳所持者にサービスの利用継続等に不安を抱かせるような事例があると伺っているところです。

各都道府県等におかれましては、再認定が必要な身体障害者手帳所持者に対して、必要な周知を事前に十分に行うとともに、身体障害者手帳所持者の責めに帰すことができない事由により再認定を行うべき年月までに再認定の可否に関する判断を行うことができない場合には、再認定を行うべき年月が経過しても、再認定の可否に関する判断を行うまでの間、身体障害者手帳所持者の必要なサービス利用等に支障を生じないように、市町村やサービス提供事業者等と連携を図るなど適切な対応をいただくようお願いいたします。

また、死亡や汚損等による再発行の場合等を除き、都道府県知事が身体障害者

手帳の返還を求める処分は、身体障害者福祉法第 16 条第 2 項各号に該当する場合に同条第 3 項により理由を示して文書で行うこととされており、再認定を行うべき年月までに再認定を行うことができないことのみを理由として身体障害者手帳を失効させることは適切ではないことから、身体障害者手帳に再認定を行うべき年月等を記載する場合であっても、その記載が身体障害者手帳の有効期限と誤解されることがないようにご留意いただくようお願いいたします。

<参考>

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）

（身体障害者手帳の返還）

第十六条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなつたとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

- 2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。
 - 一 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。
 - 二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第 17 条の 2 第 1 項の規定による診査又は児童福祉法第 19 条第 1 項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。
 - 三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。
- 4 市町村長は、身体障害者につき、第二項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。